

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策

蚊が発生する公道、公園の雨水マス等を対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、同様に薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤を使用している。

区分 年度	延べ散布か所数	散布量(kg)	作業班数(請負)
元	115,800	347.4	89
2	115,891	347.7	89
3	115,806	115.8	89
4	111,660	115.8	89
5	115,707	115.7	89

(注1) 原則、1,300か所/日処理を1班としている。

(注2) 雨水マス対象数は、約30,000か所である。

(注3) 雨水マス1か所当たりの基礎的散布量は、公道雨水マス1か所当たり1錠・公園雨水マス等は2錠である。

なお、公園の雨水マスや側溝の大きさ及び落ち葉などの混入により散布する薬剤量(錠)が変わる。

(注4) 2年度までは、薬剤1錠が3gであったが、3年度からは成分が濃縮され、1錠1gとなった。(成分量は同じ)

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期的な蚊発生状況調査等を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数(匹)	ウイルス等検査(※1)	ウイルス等検査 都立雑司が谷霊園	調査回数(請負)
元	623	(一)	(一)	16
2	2,111	(一)	(※2)	16
3	809	(一)	(※2)	16
4	1,129	(一)	(※2)	16
5	974	(一)	(※3)	16

(注1) 蚊の調査法：CDCドライアイス24時間調査法

(注2) 定点：都立雑司が谷霊園(豊島区実施)・都立染井霊園(東京都実施)・区立小鳥のさえずる公園(豊島区実施)

(※1) 東京都が豊島区内で捕獲した蚊については、ウエストナイルウイルス・デングウイルス・チクングニアウイルス・ジカウイルス・マラリア原虫の保有検査を東京都健康安全研究センターで実施している。

(※2) 豊島区が実施していたデングウイルスとジカウイルス検査についてはコロナウイルスPCR検査に負担をかけないため未実施。

(※3) 感染症を媒介した蚊の種類や蚊媒介感染症発生地域にあわせて実施するに改めた。なお、豊島区は、都内62自治体の内、東京都が行う重点サーベイランス事業9自治体に選定されていないが、特別に広域サーベイランス地域に組み入れてもらい五種(※1)の感染症検査を実施している。

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。

[2] ユスリカ対策（対象：プール施設等）

室内温水プールにウスイロユスリカ等が多量発生した場合は改善指導を行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、コガタスズメバチの場合は、地上から概ね4m以下の高さの営巣等としている。

(単位：件)

区分 年度	委 託 合 計	スズメバチ類駆除	調査指導(※)
元	148	85	63
2	116	52	64
3	155	66	89
4	126	61	65
5	100	57	43

(※) 調査指導とは、ハチ種類調査、被害予防指導、知識普及をいう。なお、職員による調査指導を含まない。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め、防除指導や啓発を行なっている。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談によりねずみや衛生害虫の防除指導を行なう。必要により出張調査指導や研修・講習会を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定検査を行なっている。

区分 年度	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査 (件)
	ねずみ・衛生害虫等講習会・研修会			ねずみ相談所(※2)		
	講習内容(※1)	回 数	参加人数	回数	参加人数	
元	①④⑦	6	314	(※3)		71
2	④⑦	2	55	(※4)		94
3	④⑦	2	55	(※4)		58
4	④⑥⑦	4	487	(※4)		26
5	④⑥⑦	10	113	(※5)		39

(※1) 講習内容

①：知って得する虫などの講習会 ②：アタマジラミ講習会等 ③：蚊対策講習会（感染症媒介蚊対策講習会等）

④：福祉・医療関係者向け講習会等 ⑤：ねずみ駆除講習会 ⑥：トコジラミ研修会 ⑦：その他

(※2) ねずみ駆除相談所は駆除専門業者による個別相談指導。

(※3) 保健所の移転により、相談所利用率の高い高齢者への負担（交通・距離）を考慮し中止した。

(※4) コロナウイルス感染症対策として中止した。なお、相談は電話対応とした。

(※5) 窓口及び電話での相談対応

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者・介護保険対象者・生活保護者などで、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、家族、介護事業所、福祉のケースワーカーなどに、改善に向けた適切なアドバイスを
行なっている。

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都保健医療局 区分番号(※)			①				②		③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫
区分 年度			吸血昆虫				刺咬昆虫		ダ ニ 類	細菌付着 昆虫 ハエ ゴキブリ その他			接 触 昆 虫	不 快 昆 虫	不 快 動 物	農 林 害 虫 ・ 樹 木	食 品 衣 類 害 虫	木材害虫		ね ず み	そ の 他
																		シ ロ ア リ	そ の 他		
主な相談害虫			カ	ノ ミ	シ ラ ミ	そ の 他	ハ チ	そ の 他													
元	計	824	41	2	41	135	162	0	24	15	21	4	3	15	38	2	10	12	1	282	16
	窓 口	698	28	2	37	123	99	0	22	12	12	3	3	15	37	2	10	12	1	266	14
	出 張	126	13	0	4	12	63	0	2	3	9	1	0	0	1	0	0	0	0	16	2
2	計	845	34	6	13	108	223	2	18	9	19	14	13	23	37	6	9	3	0	295	13
	窓 口	764	9	6	13	93	221	2	18	9	16	12	12	20	37	5	8	3	0	276	4
	出 張	81	25	0	0	15	2	0	0	0	3	2	1	3	0	1	1	0	0	19	9
3	計	1,006	31	10	15	63	305	1	23	3	17	7	8	14	45	2	19	10	0	400	33
	窓 口	937	11	10	15	56	300	1	23	2	15	6	8	14	45	2	19	10	0	367	33
	出 張	69	20	0	0	7	5	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	33	0
4	計	1,016	44	2	16	95	312	0	27	21	15	3	7	14	28	4	6	4	0	399	19
	窓 口	922	29	2	16	80	305	0	27	19	13	2	7	13	28	4	6	4	0	348	19
	出 張	94	15	0	0	15	7	0	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	51	0
5	計	1,062	18	6	18	103	263	0	29	14	19	5	6	11	45	1	4	11	1	487	21
	窓 口	981	10	6	17	95	260	0	28	12	19	3	6	10	45	1	4	11	1	432	21
	出 張	81	8	0	1	8	3	0	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	55	0
月 別 内 訳	4月	72	2	0	1	7	8	0	1	6	1	1	0	0	2	0	1	0	0	41	1
	5月	80	3	0	0	4	24	0	1	2	1	0	1	1	5	0	0	2	0	33	3
	6月	118	7	0	1	11	41	0	1	1	2	3	0	2	6	0	0	1	1	41	0
	7月	123	1	1	6	9	58	0	5	2	3	1	0	4	4	0	0	1	0	26	2
	8月	120	0	2	1	12	49	0	5	0	2	0	0	0	6	0	1	4	0	35	3
	9月	103	1	3	2	8	34	0	3	0	1	0	1	2	3	0	0	0	0	39	6
	10月	136	2	0	0	17	26	0	7	2	1	0	0	1	3	1	0	0	0	75	1
	11月	85	2	0	6	5	15	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	51	0
	12月	73	0	0	1	12	3	0	2	1	4	0	1	1	2	0	1	2	0	40	3
	1月	61	0	0	0	6	2	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	48	0
	2月	35	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	22	1
	3月	56	0	0	0	8	3	0	1	0	2	0	2	0	2	0	1	0	0	36	1

(注1) 区分については都保健医療局区分番号と統一を図っている。

(注2) 害虫等の相談種類数は、約80～100種類である。

(注3) 出張(調査指導等)に委託業者による調査指導を含まない。例：ハチ調査、蚊調査

(※) 区分番号の①シラミの内訳：アタマジラミ 18件・コロモジラミ 0件及びケジラミ 0件

区分番号の①その他の内訳：トコジラミ 103件・その他 0件

区分番号の④その他の内訳：チョウバエ 5件・その他 0件

区分番号の⑤接触昆虫とは、ドクガ等(毒毛等)の有毒害虫をいう。

区分番号の⑤接触昆虫の内訳：チャドクガ幼虫 2件・ヤネホソバ 0件・蛾 4件・その他 0件

区分番号の⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

区分番号の⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ等をいう。

区分番号の⑩その他とは、殺虫剤等をいう。